契約番号：

１タイトル特殊商用ライセンス条項許諾

１、使用の許諾

一般商用(別途記述)に含まれない商用利用を目的とし、1タイトル限定でコーエーサインワークスのフォント製品(以下、「本製品」といいます）を使用することを特殊商用ライセンスといいます。タイトル名は下部に明記したものとします。

コーエーサインワークスの指定する規定方法により購入を完了したユーザーに特殊商用ライセンスを１タイトル限定し使用許諾するものです。
別タイトルへの使用が発生した場合は都度本契約を必要とし、規定の許諾料金を必要といたします。
（規定項目）１タイトル限定特殊商用利用許諾料金として契約時点での料金設定額を支払うもの。（@50,000 円）

規定に則って購入を完了したエンドユーザー（以下「ライセンス取得者」といいます。）は、次に記載された範囲で本製品を利用する事ができます。

(1)　ライセンス取得者は、ライセンス取得者が所有、もしくはリース契約またはレンタル契約を受けているデバイスに本製品をインストールしてデバイス及びデバイスに接続された出力装置を用いて、本製品について、ウェート・スタイル・バージョンの異なるものも含め本製品を構成する文字・記号・シンボル等（書体）をもって、事実もしくは思想・感情の表現手段として利用する事ができます。なおライセンス取得者は１台のコンピュータ内の複数のアプリケーション環境それぞれに本製品のデータを保有するために各アプリケーションごとに本製品をインストールすることが出来ます。

(2)　ライセンス取得者は、アプリケーションプログラム等を利用して、本製品から文字情報を取り出すことができ、その取り出した文字情報をそのまま、またはこれに基づき改変等の翻案をしたうえで事実もしくは思想・感情の表現手段として１タイトルに使用することができます。なお、本製品を使用して作成した成果物が、本製品なしにその表示および出力が可能な形式によるもの（画像化されたデータ、ＰＤＦ化されたデータ等）、または、紙やフイルム等の媒体に出力されたものである場合、この成果物をライセンス取得者が提供した第三者も利用または販売することができます。

(3)　コーエーサインワークスより正当に特殊商用許諾を取得したライセンス取得者は、著作権者等権利者表示およびフォント制作者表示等のクレジット表記の義務が課されます。しかし、表記不可である旨の報告をしコーエーサインワークスにより承認されたものに限ってはこのクレジット表記に関する何らの制限も受けないものとする。

DRAFT

２、デバイスの定義

本ライセンス契約条項における「デバイス」とは、本製品をインストールするコンピュータをいい、インストール時におけるＣＰＵとマザーボードが固有の機器であることを必要とし、この単位をもって１台のデバイスと呼びます。なお、次の場合には、これを１台のデバイスと呼ぶことに差し支えありません。
但し、本項における「ＯＳ」は、本製品の使用環境（パッケージに表示してあります）に対応したＯＳであることを要します。

(1)　１台のコンピュータに複数のＯＳがインストールされている場合
(2)　１台のコンピュータに複数のＯＳが同時起動している場合
(3)　１台のコンピュータに複数のＣＰＵが搭載されている場合
(4)　ライセンス取得者の事業所内において稼動する各デバイスを総括して１台と称します。

３、禁止事項
ライセンス取得者は次に例示する行為その他上記の許諾の範囲外の行為は一切してはなりません。

(1)　第三者に利用（有償・無償を問いません）させる目的で、本製品から文字情報を取り出しフォントとして再販すること
(2)　使用許諾を取得した１タイトル以外の製品または媒体に使用すること。

４、デバイス等の変更
ライセンス取得者は、第１項（1）にしたがって本製品をインストールしたデバイス、デバイス内のＣＰＵもしくはマザーボードを追加または変更しようとする場合に、コーエーサインワークスに申し出る必要は無いものとします。

５、ライセンスの譲渡
ライセンス取得者は本ライセンス上の地位を第三者に譲渡することはできません。やむを得ない理由があって譲渡しようとする場合には、あらかじめその旨ならびに当該第三者が本ライセンス条項を遵守する旨を記載した文章を当該第三者との連名にてコーエーサインワークスに提出し、コーエーサインワークスが譲渡をやむをえないものと認め、文書でこれを承諾する場合に限り許されます。
上記以外での、本ソフトウェアの全部または一部あるいは本ライセンス契約上の権利を第三者にレンタル、リースもしくはサブライセンスし、または他のユーザーのコンピュータにコピーすること、あるいはコピーすることを許諾し、もしくは黙認することはできません。
特例として、貴社がソフト開発を委託する他社で使用する際は１タイトル制限を遵守し、また他に流用することのないように貴社の企業責任で管理することを必要とします。

６、損害賠償の有無
ライセンス取得者が本製品の使用に関連して何らかの損害を被った場合であっても名目の如何を問わずコーエーサインワークスは損害賠償の責は負いません。ただし、本製品の著作権等のライセンス許諾者としての地位に起因する場合、または、コーエーサインワークスがライセンス取得者の顧客の権利を損なう行為をおこなった場合には、この限りではありません。
また、ライセンス所得者が１タイトル使用許諾外の使用をコーエーサインワークスの承諾を得ず行った場合は、契約違反となり損害賠償責任を負うものとします。

DRAFT

７、ライセンス契約の解除
ライセンス取得者が、本ライセンス契約条項の一つでも違反した場合、本契約はコーエーサインワークスによって解除されます。この場合、ライセンス取得者は直ちに本製品（本契約条項に違反してコピーを作成している場合には、当該コピーも含め）をコーエーサインワークスまで返送しなければなりません。コーエーサインワークスが同意する場合には、使用者の証明をつけて本製品及び当該コピーを廃棄処分することもあります。

平成　　年　　月　　日　　住所

使用する１タイトル名
（　　）１タイトル特殊商用ライセンス取得者
氏名（社名）

鹿児島県薩摩郡さつま町時吉 109 コーポ大勝 201
フォント制作　コーエーサインワークス
代表統括責任者　　坂口太樹

一般商用利用と特殊商用利用

一般商用利用とは以下の物を指します
1：広告、カタログ、チラシ、DM、POP 等の紙媒体印刷物
2：商品パッケージ、商品ラベルなどでのデザイン
3：看板(電飾含む)、のぼり等の屋外広告
4：ホームページ、Web バナー等の画像の一部に使用
5：キャンペーンタイトル等商標登録をしないロゴ

一般商用利用ではない特殊商用利用

一般商用利用に当てはまらない許諾締結が必要となるもの
1：映画、テレビ番組、CM、ビデオ、DVD など映像作品でのご利用
2：ゲームソフトでのご利用
　(エンディング・取扱説明書・パッケージなどのいずれかに簡単なクレジット表記をお願いしています)
3：その他、画像化して配布するコンテンツでのご利用
4：ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）でのご利用
5：プロモーションビデオ、CF 等の映像媒体
　(お問合せください、一般的商業利用に当たる場合もあります)
6：パチンコ、パチスロ等でのご利用
　(液晶内もしくは小冊子等にクレジット表記をお願いしています)

その他こちらに記載のないものはコーエーサインワークスにお問い合わせください。

DRAFT

鹿児島県薩摩郡さつま町時吉 109 コーポ大勝 201
フォント制作　コーエーサインワークス
代表統括責任者　　坂口太樹